

埼玉県文化振興基金助成審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県文化振興基金助成事業実施要領第6の規定に基づき埼玉県文化振興基金助成審査委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び専門知識を有する者のうちから知事が選任した者とする。

3 選任された委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は、知事が定める者とする。

2 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第4条 委員会に副委員長を置き、副委員長は、委員会の構成員の中から委員長が指定する者とする。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(審査等)

第5条 委員会は、文化振興基金助成事業実施要領第6の規定に基づき同要領第3に定める事業を審査し、事業の承認又は不承認について意見するものとする。

2 委員長が必要と認めるときは、事業の審査について、専門家の意見を事前に聴くことができるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に代えて、各委員の個別審査の結果をとりまとめることにより、審査を行うことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。